回数券カード取扱規則 1～5（2023 年 4 月追録 26）

回数券カード取扱規則（平成 14 年 1 月 7 日運第 1 号）

（目的） 平成 14 年 1 月 15 日改定

第 1 条　この規則は、山陽電気鉄道株式会社（以下、「当社」といいます）線内で利用可能なカードタイプの回数乗車券（以下、「回数券カード」といいます）による当社線の旅客の運送等について合理的な手続きを定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進とを図ることを目的とします。

（定義） 2023 年 4 月 1 日改定

第 2 条　回数券カードとは、回数乗車券としてのみ使用できる証票をいいます。

（用語の意義） 平成 11 年 9 月 30 日制定

第 3 条　この規則に掲げる主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1)　「社線」とは、当社の経営する第一種鉄道事業路線をいいます。

(2)　「改札機」とは、磁気化した乗車券またはカードを改札する装置をいいます。

(3)　「乗車券」とは、普通乗車券、回数乗車券、定期乗車券、団体乗車券、貸切乗車券および定期券購入用乗車証をいいます。

(4)　「乗車券等」とは、乗車券および入場券ならびに普通手回り品切符をいいます。

（適用範囲） 平成 14 年 1 月 15 日改定

第 4 条　回数券カードによる当社線の旅客の運送等については、この規則の定めによります。

2　この規則に定めていない事項については、旅客営業規則等の定めによります。

3　特別割引用（身体障害者用および知的障害者用）回数券カードの扱いについては、この規則によるほか別の定めによります。

（契約の成立時期および適用規定） 平成 14 年 1 月 15 日改定

第 5 条　回数券カードによる旅客の運送等の契約は、旅客営業規則第 5 条によって旅客が所定の運賃を支払い、当該回数券カードの交付を受けた時に成立します。

2　前項の規定によって契約の成立した時以降における扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によります。

回数券カード取扱規則 6～10（2023 年 4 月追録 26）

（制限または停止） 平成 14 年 1 月 15 日改定

第 6 条　旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、回数券カードの発売駅、発売枚数、発売時間、発売方法の制限もしくは発売停止または乗車区間、乗車経路、乗車方法を制限することがあります。

（発売場所） 平成 14 年 1 月 15 日改定

第 7 条　回数券カードは、当社線の駅で発売します。

（回数券カードの発売範囲） 平成 11 年 9 月 30 日制定

第 8 条　回数券カードの発売範囲は、当社線内に限定します。

（様式） 平成 30 年 10 月 1 日改定

第 9 条　当社の発行する回数券カードの様式および利用時の印字方法は、別図のとおりとします。

（使用条件） 2023 年 4 月 1 日改定

第 10 条　回数券カードは、旅客が当社線内の駅相互間を乗車する目的で、改札機の改札を受けて入場する場合に有効となります。

2　前項の規定によって使用する場合、入場時に乗車駅情報を磁気入力して、使用残回数を 1 回減算します。
ただし、回数券カードの券面表示運賃が乗車駅から下車駅までの普通運賃相当額に満たない場合は、その不足運賃を現金または当該回数券カードと組み合わせて使用できる乗車券を使用して、精算のうえ出場できます。

3　前各項の場合は、大人用回数券カード 1 枚をもって、大人 1 人の使用に限ります。（小児用回数券カードを使用する場合は、同カード 1 枚をもって小児 1 人の使用に限ります）ただし大人用回数券カードから大人運賃で減算されることを承諾して使用する場合は、小児が使用できます。

回数券カード取扱規則 11～15（2018 年 10 月追録 18）

（使用の制限） 平成 14 年 1 月 15 日改定

第 11 条　次の各号のいずれかに該当する場合は、回数券カードを改札機に直接投入して使用することはできません。

(1)　出場時に回数券カードの券面表示運賃が、入場した駅からの運賃相当額に満たない場合

(2)　他の乗車券と併用して使用する場合

(3)　回数券カードの破損、改札機の故障または停電等により、回数券カードの磁気情報の読み取りが不能となった場合

（使用の停止） 平成 23 年 10 月 1 日改定

第 12 条　回数券カードは次の各号のいずれかに該当する場合は、使用できません。

(1)　入場時に回数券カードの残回数がない場合

(2)　改札機による改札を受けずに乗車する場合

(3)　乗車以外の目的で駅に入出場する場合

(4)　回数券カードが違法または不正に取得された場合

(5)　その他、回数券カードが使用条件にもとづいて使用されない場合

（効力） 平成 14 年 1 月 15 日改定

第 13 条　カードの効力は、次の各号に定めるとおりとします。

(1)　回数券カードの有効期限は、カードタイプ以外の回数乗車券と同様、旅客営業規則第 77 条第 3 号によります。

(2)　カードの利用は、カード表面に記載された使用可能回数までとします。

(3)　その他、効力については、カードタイプ以外の回数乗車券に準じます。

（扱い区間外での特例） 平成 14 年 1 月 15 日改定

第 14 条　回数券カードを使用して、当社線内を越えて乗車した場合の手続きについては、下車側の社局線の規程によります。

（回数券との引換方法） 平成 30 年 10 月 1 日改定

第 15 条　同行する旅客のある場合には、当社線内のカード対応型の券売機によって、回数券カードの残回数を 1 回減算して、引き換えに回数券カードの券面表示運賃と同額の 1 回分の回数乗車券を交付します。ただし、引き換えた回数乗車券の有効期間は、引き換え当日限りとします。

2　回数券カードから回数乗車券への引換可能時間は、普通回数乗車券は終日、時差回数乗車券は平日の始発から 16 時までの間、および土休日の終日、土・休日割引回数乗車券は土休日の終日とします。

回数券カード取扱規則 16～20・附則（2018 年 10 月追録 18）

（無効となる場合等） 平成 14 年 1 月 15 日改定

第 16 条　回数券カードは、旅客営業規則第 83 条に定める場合、無効として回収します。ただしこの場合、回数券カードに残回数があれば、それを返還します。

2　偽造、変造および不正に作製された回数券カードを使用した場合、または使用しようとした場合は、前項の規定を準用します。この場合、回数券カードに残回数があっても、その返還は行いません。

3　回数券カードがその使用条件にもとづいて使用されない場合は、無効として扱います。

（不正乗車等の場合の旅客運賃・増運賃の収受等） 平成 14 年 1 月 15 日改定

第 17 条　前条の規定に該当する場合の増運賃の収受は、カードタイプ以外の回数乗車券の場合に準じます。

（再発行および払い戻し） 平成 14 年 1 月 15 日改定

第 18 条　旅客は、回数券カードの盗難または紛失等による再発行を請求できません。

2　回数券カードの払い戻しの方法は、カードタイプ以外の回数乗車券の場合に準じます。

（任意による旅行中止） 平成 14 年 1 月 15 日改定

第 19 条　旅客は、カードを使用して入場した後、途中駅で旅行を中止して旅行開始駅から出場しようとする場合は、途中駅までの往復運賃を現金で支払い、回数券カードと同内容の 1 回分の回数乗車券の、旅行開始駅での再発行を受けなければなりません。

2　旅客は、カードを使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、入場料金相当額を支払った後、回数券カードと同内容の 1 回分の回数乗車券の、旅行開始駅での再発行を受けなければなりません。

（列車運行不能時の手続き） 平成 14 年 1 月 15 日改定

第 20 条　旅客が改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客が旅行開始駅までの無賃送還を希望する場合に限り、回数券カードと同内容の 1 回分の回数乗車券を、旅行開始駅で再発行します。

（回数券カード 1 券片分の再発行） 平成 30 年 10 月 1 日改定

第 21 条　旅客が誤って使用した場合など、その所持する回数券カード 1 券片分を有効とする必要があると認めるときは、回数券有効証明書を発行します。

2　回数券有効証明書の様式は、別図 2 のとおりとします。

附　　則

1　この規則は、平成 14 年 1 月 15 日から実施します。

2　回数券カード取扱規則（平成 11 年 9 月 30 日運第 18 号）は廃止します。

回数券カード取扱規則　別表・別図（2023 年 4 月追録 26）

（別表）回数券カードの種類

種　　類	大人用	小児用	特別割引 大人用	特別割引 小児用
普通回数乗車券（11 回）	×	×	○	○
普通回数乗車券（22 回）	×	×	○	○
時差回数乗車券（6 回）	×	×	×	×
土・休日割引回数乗車券（7 回）	×	×	×	×

（注）○は発売あり、×は発売なし

（別図 1）回数券カードの様式

【表面：普通回数券】

【裏面】

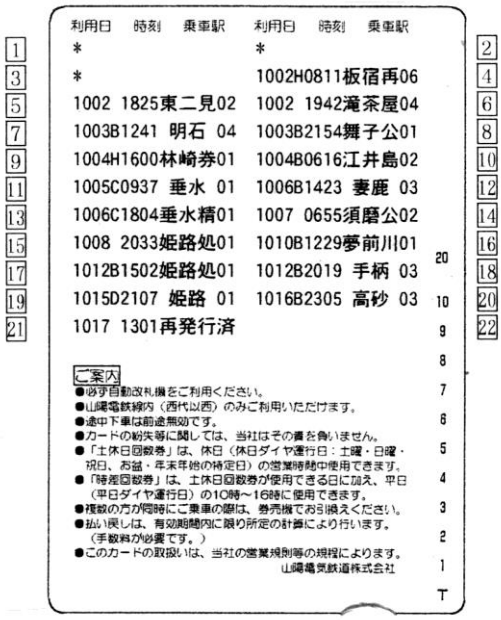

表示内容は原則として次のとおりです。

・利用日
・下車時利用機器（券売機 H、改札機 B、精算機 C：利用日と利用時刻との間に印字）
・利用時刻
・利用駅名（駅名略称一覧は、共通カード取扱規則の別表 3 を参照）
・利用機器の号機番号

【裏面凡例】券面見本の脇にある 1～22 の数字は、使用回数に応じた印字位置を示します。

1～3　再発行前のカードの使用回数から 1 を引いた個数分だけ、「＊」のみ表示（この場合、4 回使用済みのカードを再発行したことになります。）

4　10 月 2 日　8 時 11 分　板宿券売機 6 号機で再発行（利用日付と利用時刻との間に、券売機機種コード「H」を印字します）

5　10 月 2 日　18 時 25 分　東二見改札機 2 号機で入場。出場記録はなし

7　10 月 3 日　12 時 40 分　山陽明石改札機 4 号機で入場。他駅の改札機で出場（利用日付と利用時刻との間に、改札機機種コード「B」を印字します）

9　10 月 4 日　16 時 00 分　林崎松江海岸券売機 1 号機で 1 回券に引き換え（利用日付と利用時刻との間に、券売機機種コード「H」を印字します）

11　10 月 5 日　9 時 37 分　山陽垂水改札機 1 号機で入場。他駅精算機で乗り越し精算（利用日付と利用時刻との間に、精算機機種コード「C」を印字します）

13　10 月 6 日　18 時 4 分　山陽垂水精算機 1 号機で、他の券の不足金額充当分として使用（利用日付と利用時刻との間に、精算機機種コード「C」を印字します）

15　10 月 8 日　20 時 33 分　山陽姫路カード処理機 1 号機で入場。出場記録はなし

17　10 月 12 日　15 時 2 分　山陽姫路カード処理機 1 号機で入場。他駅改札機で出場（利用日付と利用時刻との間に、改札機機種コード「B」を印字します）

19　10 月 15 日　21 時 7 分　山陽姫路改札機 1 号機で入場。他駅のカード処理機で出場（利用日付と利用時刻との間に、カード処理機機種コード「D」を印字します）

21　10 月 17 日　13 時 1 分　磁気異常につき再発行（再発行の際、異常券を券売機に入れると異常券にこの印字を行います）

（別図 2）回数券有効証明書

回数券有効証明書

有効期限	年　月末	発行駅日付印
種　別	普通 ・ 時差 ・ 土休 ・ 特割	
大小別	大人 ・ 小児	
区　数	円区間	
原券番号		
記　事		

○有効期間経過後は、本証明書は無効となります。
○乗車券ではありません。改札機には入れないでください。
○改札を入出場されるときは、本証明書と引き換え済みの回数券をお持ちのうえ、駅係員またはインターホンまでお申し出ください。

山陽電気鉄道株式会社